

農地転用申請の前準備及び添付書類一覧

1. 前準備

- (1) 申請地の分筆（必要とする場合）
- (2) 農業振興地域の農用地区域外であるか
（区域内の場合は農業振興課農政係において除外申請 ⇒ 決定公告後）

2. 添付書類

(1) 個人の場合

- ① 建築物等の平（立）面図・・・建物又は工作物等の設計内容の確認（間取り、建坪）
- ② 土地利用計画図・・・建築物の配置、排水経路等を記入
- ③ 登記事項証明書・・・武雄の法務局で交付（1筆： 600円）
- ④ 申請地の地図の写し・・・ " （1枚： 450円）※分筆完了後
- ⑤ 見積書・・・消費税等も含んだ総合計金額
- ⑥ 資金証明書・・・残高証明書・融資証明書等
- ⑦ 土地改良区の意見書・・・関係土地改良区（白石）
- ⑧ 始末書・・・無断転用の場合
- ⑨ 顛末書・・・圃場整備で換地された宅地進入路等の場合
- ⑩ 選定理由書・・・農地区分が第3種農地以外の場合
- ⑪ 貸借契約書の写し・・・賃（使用）貸借権の設定の場合
- ⑫ 地上権設定者の同意書・・・地上権の設定がある場合はその設定者の同意書
- ⑬ 住民票・・・町外の場合
所有者の現住所と登記簿の住所が相違する場合
- ⑭ 相続関係系統図・・・相続未登記の場合
- ⑮ 戸籍謄本・・・ "
- ⑯ 委任状・・・行政書士等が代理申請する場合
- ⑰ 現況写真・・・無断転用の場合
- ⑱ 法令許認可申請書の写し・・・都市計画法開発行為申請書、施工承認申請書
占用・使用許可申請書等（道路法24条等）
- ⑲ 農地復元確約書・・・一時転用の場合
- ⑳ 承諾書・・・区長、生産組合長、隣接農地の所有者・耕作者等
※排水に係る承諾書・・・水利関係者
（排水先（農地・水路等）の所有者及び管理者等）
- ㉑ 貸借解約書・・・貸借があった場合
- ㉒ 断面図・・・盛土などを行う場合
- ※ その他申請に必要な書類等
- ※ 土地改良区との協議・・・筑後川土地改良事業及び農地・水・環境保全事業関連区域より除外するため（田のみ）※転用負担金
暗渠排水事業の取り扱いについて

(2) 法人の場合（個人の場合に加えて）

- ① 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについて、それらのうちのいずれかの書類
- ② 事業計画書・・・目的・事業内容・現在の規模状況・雇用・土地利用計画・資金計画・工事計画・被害対策
- ③ 宅地建物取引業免許証の写し
- ④ 建売分譲住宅等・・・過去三年間の県内の農地転用許可を受けた工事の進捗状況
工事進捗状況
- ⑤ 役員会又は団体の・・・定款で特別の定めがある場合
議事録
- ⑥ 総会の議事録・・・法人格のない団体が申請する場合

3. その他

白石土地改良区の受益地については、転用決済金の負担が必要となります。